

会員の声

『健康危機に対応した保健所等の統合組織のあり方についての研究』を読んでの指摘について

藤本 眞一*

本誌第51巻第8号に掲載された丸山氏の『健康危機に対応した保健所等の統合組織のあり方についての研究』を読んで¹⁾を拝読した。この論文は、同巻第5号に掲載された著者らの論文²⁾(以下、「当該論文」とする。)についての指摘であり、「多くは首肯できるものといえよう。」と評価されたところであるが、丸山氏の指摘の一部については、少々議論を要するところも見られるので、論文の著者を代表して、著者らの考え方を追記したい。

まず、保健所長の職務の在り方に関する検討会の報告書³⁾に指摘されているとされる、保健所に能力・識見を有する人材が必ずしも配属されなかったという事情が、「こうした医師の確保を保健所を設置する自治体一人の責に帰するのは酷であり、(以下略)」としていることについてである。保健所長としての医師確保については、著者らは自治体(都道府県及び保健所設置市区)の責任は、やはり重いと考える。なぜなら、保健所長は、選挙で選ばれた公務員たる自治体の長(知事又は市・特別区長)により採用されるものである一方で、本来、憲法で国民に保障されているはずの公務員の罷免が、事実上不可能だからである。

次に、富山県と横浜市における保健所に、「〇〇保健所」と命名しない保健所を作ったことを「重大な問題」とであると、当該論文で指摘したことについて、丸山氏は「地域保健法には保健所の名称独占の規定はあるが、これは、保健所が保健所という名称を使用しなくてはならないことを規定しているものと言えない。むしろ、組織統合の如何に関わらず保健所が必要な機能・役割を果たしていないとするならば、それこそ『重大な問題』なのではないだろうか。」としている。即ち、法律上、名称は地方自治体の自由とする立場からの

指摘である。筆者も保健所の名称を法律上付与しなければならないとは認識していないが、合法かどうかは論点ではなく、国民に広く普及定着している「保健所」という名称を取って隠すことにより、様々な問題が生じる恐れを論点とし、「重大な問題」としているのである。富山県のある厚生センター職員が、電話での対応に「昔の保健所です。」とわざわざ付加して応答している実態や、検疫所における入国者への指示も「保健所」という用語を用いて指導している実態などを考えても、やはり「〇〇保健所」という名称付与の併記は、必須ではないかと考える。

また、「保健所が必要な機能・役割」と記述されているが、当該論文でも指摘しているように保健所を単独の組織として考えることはあまり意味がないし、その機能・役割も、統報⁴⁾で述べているとおり健康危機管理分野に限っても多様であり、そもそも「保健所が必要な機能・役割」そのものが、実は明確ではないと言える。きちんと規定するとしたら、現在のように自治体の長に付与された権限を自治体の判断で改めて選定し委任するという形態ではなく、法律上で保健所長の直接的権限を明確にすべきであろう。但し、現在の地域保健法第6条で規定している全ての範囲を保健所長権限にすることは、地方分権に明らかに逆行するので、筆者が従前より主張⁵⁾しているとおり、「保健所を健康危機管理の第一線機関とする」のに必要な内容に限定して対応すべきと考える。

(受付 2004. 9.14)
(採用 2004.10. 8)

文 献

- 1) 丸山 浩.「健康危機に対応した保健所等の統合組織のあり方についての研究」を読んで. 日本公衛誌 2004; 51(8): 641.
- 2) 山本覚子, 藤本眞一, 神尾友佳, 他. 健康危機に対応した保健所等の統合組織のあり方についての研究. 日本公衛誌 2004; 51(5): 371-376.
- 3) 保健所長の職務の在り方に関する検討会. 保健所長の職務の在り方に関する検討会報告書. 東京: 厚生労働省, 2004.
- 4) 神尾友佳, 藤本眞一, 山本覚子, 他. 健康危機に対応した保健所等の事務権限について研究. 日本公衛誌 2004; 51(6): 432-444.
- 5) 藤本眞一. 健康危機管理機能を期待する21世紀の保健所像. 日本公衛誌 1999; 46(9): 751-755.

* 滋賀県草津保健所
連絡先: 〒525-8525 草津市草津3-14-75